

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月27日
【会社名】	株式会社 群馬銀行
【英訳名】	The Gunma Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取 深井 彰彦
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市元総社町194番地
【電話番号】	(027)252 - 1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員総合企画部長 内堀 剛夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目3番21号 株式会社群馬銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3271-1801(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 金田 義則
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2020年10月1日
【発行登録書の効力発生日】	2020年10月9日
【発行登録書の有効期限】	2022年10月8日
【発行登録番号】	2 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2021年9月27日(提出日)であります。
【提出理由】	2020年10月1日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、訂正発行登録書を提出するものであります。
【縦覧に供する場所】	株式会社群馬銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目3番21号) 株式会社群馬銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

銘柄	株式会社群馬銀行無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（％）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 未定 2．利息の支払場所 別記「(注)12．元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1．償還金額 未定 2．償還の方法及び期限 (1) 未定（注）13． (2) 当行は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）または資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する個別社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で、期限前償還することができる。 「税務事由」とは、日本の税制またはその解釈の変更等により、個別社債の利息の全部または一部の損金算入が認められないこととなり、当行が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨の意見書を、当行が、日本において全国的に認知されており、かつ当該事由に関して経験を有する法律事務所または税務の専門家から受領した場合をいう。 「資本事由」とは、当行が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、個別社債が、日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入基準またはその解釈の変更等により、個別社債の金額の全部または一部が、当該自己資本算入基準に基づき当行のTier2資本に係る基礎項目として扱われないおそれがあると判断した場合をいう。 (3) 当行は、本項第(2)号に基づき個別社債を期限前償還しようとする場合、その旨及び期限前償還期日その他必要事項を、当該期限前償還期日に先立つ30日以上45日以下の期間内に別記「(注)7．公告の方法」に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。かかる社債権者に対する公告またはその他の方法による通知は取り消すことができない。また、本項第(2)号に定める意見書は、当行の本店に備えられ、その営業時間中に社債権者の閲覧に供され、社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその申込人の負担とする。

	<p>(4) 本項第(3)号に別段の定めがある場合を除き、同号の手續に要する一切の費用はこれを当行の負担とする。</p> <p>(5) 個別社債を償還すべき日(期限前償還の場合を含む。)が東京における銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(6) 個別社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、これを行うことができる。</p> <p>(7) 個別社債の償還については、本項のほか別記「(注)5. 実質破綻時免除特約」に定める実質破綻時免除特約及び別記「(注)6. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)12. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	個別社債には担保及び保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	個別社債には財務上の特約は付されていない。

(注)1. 振替社債

- (1) 個別社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
 - (2) 社債等振替法に従い個別社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、個別社債にかかる社債券は発行されない。
2. 社債の管理
会社法第702条ただし書に基づき、個別社債には社債管理者を設置しない。
 3. 財務代理人
個別社債には財務代理人を設置しない。ただし、当行が財務代理人を設置する場合には、その旨を30日前までに公告する。
 4. 期限の利益喪失に関する特約
個別社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。なお、個別社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、個別社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。
 5. 実質破綻時免除特約
 - (1) 当行について実質破綻事由(下記に定義する。以下同じ。)が生じた場合、別記「償還の方法」欄第2項及び別記「利息支払の方法」欄第1項の規定にかかわらず実質破綻事由が生じた時点から債務免除日(下記に定義する。以下同じ。)までの期間中、個別社債に基づく元利金(ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本(注)5.において同じ。)の支払請求権の効力は停止し、個別社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当行は個別社債に基づく元利金の支払義務を免除されるものとする。
「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で当行が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。
「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当行について、第二号措置(預金保険法第102条第1項第2号において定義される意味を有するものとする。)もしくは第三号措置(同法第102条第1項第3号において定義される意味を有するものとする。)を講ずる必要がある旨の認定(同法第102条第1項において定義される意味を有するものとする。)を行った場合、または特定第二号措置(同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする。)を講ずる必要がある旨の特定認定(同法第126条の2第1項において定義される意味を有するものとする。)を行った場合をいう。

- (2) 実質破綻事由が生じた場合、当行はその旨、債務免除日及び当行が本(注)5. に従い個別社債に基づく元利金の支払義務を免除されることを、当該債務免除日の前日までに本(注)7. に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降速やかにこれを行う。
 - (3) 実質破綻時免除特約に反する支払の禁止
実質破綻事由が生じた後、個別社債に基づく元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。
 - (4) 相殺禁止
実質破綻事由が生じた場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
6. 劣後特約
- (1) 個別社債の償還及び利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。
破産の場合
個別社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。
(停止条件)
その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの。)に記載された配当に加えるべき債権のうち、個別社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。
会社更生の場合
個別社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。
(停止条件)
当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、個別社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。
民事再生の場合
個別社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始の決定がなされた場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、民事再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消もしくは民事再生手続の廃止により民事再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、民事再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。
(停止条件)
当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、個別社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と同一の条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。
日本法以外による倒産手続の場合
当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号 乃至 に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

- (2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止
個別社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、個別社債及び本(注)6.第(1)号乃至と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)6.第(1)号を除き本(注)6.第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)6.第(1)号乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。
- (3) 劣後特約に反する支払の禁止
個別社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)6.第(1)号乃至に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。
- (4) 相殺禁止
当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、民事再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消もしくは民事再生手続の廃止により民事再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、本(注)6.第(1)号乃至にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、個別社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本(注)6.第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における個別社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。
7. 公告の方法
個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。
8. 社債要項の公示
当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
9. 社債要項の変更
(1) 個別社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)3.を除く。)の変更は、本(注)6.第(2)号の規定に反しない範囲で、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、当該決議にかかる裁判所の認可を受けなければ、その効力は生じない。
(2) 本(注)9.第(1)号の社債権者集会の決議は、個別社債の種類(会社法第681条第1号に規定する「種類」をいう。以下同じ。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。
10. 社債権者集会に関する事項
(1) 個別社債の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都または前橋市においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当行が有する本種類の社債の金額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対して本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
11. 発行代理人及び支払代理人 株式会社群馬銀行
12. 元利金の支払
個別社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。
13. 個別社債の元金に関する償還の方法及び期限は、個別社債の利率等決定日に決定する予定である。なお、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号の他、当行任意による期限前償還条項が付される場合がある。

(訂正後)

< 株式会社群馬銀行第6回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)(サステナビリティボンド)に関する情報 >

銘柄	株式会社群馬銀行第6回期限前償還条項付無担保社債(実質破綻時免除特約及び劣後特約付)(サステナビリティボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	1. 2021年(未定)月(未定)日の翌日から2026年(未定)月(未定)日まで年(未定)% 2. 2026年(未定)月(未定)日の翌日以降 別記「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められる6ヶ月日本円タイポーに(未定)%を加算したものとす。 (注)14.
利払日	毎年(未定)月(未定)日及び(未定)月(未定)日 (注)14.
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限(注)14. (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還の日までこれを付し、毎年(未定)月(未定)日及び(未定)月(未定)日(以下「支払期日」という。)に本項第(2)号及び第(3)号に定める方法によりこれを支払う。 (2) 2021年(未定)月(未定)日の翌日から2026年(未定)月(未定)日までの本社債の利息については、2022年(未定)月(未定)日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後支払期日に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (3) 2026年(未定)月(未定)日の翌日以降の本社債の利息については、支払期日に、以下により計算される金額を支払う。 各社債権者が各口座管理機関(別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程に定める口座管理機関をいう。)の各口座に保有する各社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。「通貨あたりの利子額」とは、別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程施行規則に従い、1円に別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される利率及び当該利息計算期間(下記に定義する。)の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じて得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 「利息計算期間」とは、2026年(未定)月(未定)日の翌日からその次の支払期日までの期間及び連続する各支払期日の翌日からその次の支払期日までの期間をいう。 (4) 利息を支払うべき日(ただし、2026年(未定)月(未定)日の翌日以降については、支払期日)が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (5) 償還期日後は本社債には利息を付さない。 (6) 本社債の利息の支払については、本項のほか別記「(注)6. 実質破綻時免除特約」に定める実質破綻時免除特約及び別記「(注)7. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。

<p>利息支払の方法</p>	<p>2. 適用利率の決定（注）14.</p> <p>(1) 別記「利率」欄第2項の規定に基づき決定される本社債の利率は、各利息計算期間の開始直前の支払期日の2銀行営業日前（以下「利率基準日」という。）の午前11時現在のリフィニティブ17097頁（一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（または日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標の運営を承継するその他の者。以下総称して「タイボー運営機関」という。）が運営する日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標を表示するリフィニティブの17097頁またはその承継頁をいい、以下「リフィニティブ17097頁」という。）に表示される日本の無担保コール市場における銀行間取引金利指標のうち6ヶ月物の金利（または、その後継指標。以下「6ヶ月日本円タイボー」という。）に（未定）%を加算したものとし、各利率基準日に決定するものとする。</p> <p>(2) 利率基準日に、6ヶ月日本円タイボーがリフィニティブ17097頁に表示されない場合またはリフィニティブ17097頁が利用不能となった場合には、当行は利率基準日に利率照会銀行（日本の無担保コール市場における主要銀行であって、タイボー運営機関が市場実勢金利の提示を受ける先として選定しているリファレンス・バンクの中から当行が指定する銀行4行をいい、以下「利率照会銀行」という。）の主たる店舗に対し、利率基準日の午前11時現在に日本の無担保コール市場においてそれらの利率照会銀行が日本の主要銀行に対して提示していた円の6ヶ月物に係る実勢金利（以下「提示レート」という。）の提示を求め、その平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）を当該利息計算期間に適用される6ヶ月日本円タイボーとする。</p> <p>(3) 本項第(2)号の場合で、当行に提示レートを提示した利率照会銀行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月日本円タイボーは、当該利率照会銀行の提示レートの平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第5位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の場合で、当行に提示レートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、別記「利率」欄の規定にかかわらず、当該利息計算期間に適用される利率は、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された利率と同率とする。</p> <p>(5) 当行が、6ヶ月日本円タイボーの算出もしくは運営または関連する運営者による公表が中止されたために6ヶ月日本円タイボーがリフィニティブ17097頁に公表されなくなったと判断するか、または、6ヶ月日本円タイボーが存続していて適用利率を6ヶ月日本円タイボーを適用して決定し続けることができるにもかかわらず、従来6ヶ月日本円タイボーを変動利率の参照指標としていた日本円建ての変動利率債に一般的に適用される債券資本市場における市場慣行（業界団体及び組織の公式声明、意見及び発表（ただし、これらに限らない。）に基づき決定される。）が6ヶ月日本円タイボー以外の基準レートを参照するように変更された（または次回の利率基準日までに変更される）と合理的に判断する場合、本項第(2)号乃至第(4)号の規定にかかわらず、以下の規定を適用する。なお、本号は、本号により6ヶ月日本円タイボーの代替がなされた後においても、当行が、代替参照レート（本号 に定義する。）を変更することが適切であると合理的に判断する場合には、再適用できるものとする。</p> <p>当行は、すべての将来の利息計算期間に関し、6ヶ月日本円タイボーを後継または代替するレート（以下「代替参照レート」という。）を、各利息計算期間に係る利率基準日の5銀行営業日前（以下「代替参照レート決定期限」という。）までに決定するため、独立アドバイザー（本号 に定義する。）を選任する合理的な努力をする。</p> <p>代替参照レートは、独立アドバイザーが適用利率の決定のために6ヶ月日本円タイボーを代替して市場慣行として使用されていると決定するレート、または、独立アドバイザーがかかるレートが存在しないと判断する場合に、独立アドバイザーがその単独の裁量で、6ヶ月日本円タイボーに最も相当すると誠実にかつ商業上合理的方法で決定するレートとし、代替スクリーン頁は、代替参照レートを表示する情報サービスのかかる頁とする。</p>
----------------	--

<p>利息支払の方法</p>	<p>本号 に従って当行が独立アドバイザーを選任できない場合または本号 に従って独立アドバイザーが代替参照レート決定期限までに代替参照レートを決定できない場合、()本号 の規定にかかわらず、当行は、その単独の裁量で、6ヶ月日本円タイポに最も相当すると誠実にかつ商業上合理的な方法で決定するレートをもって、代替参照レートを決定することができ、()当行が代替参照レート決定期限の翌2銀行営業日までに代替参照レートを決定できない場合には、適用利率は、本項第(2)号もしくは第(3)号に従って定める6ヶ月日本円タイポに基づき別記「利率」欄第2項の規定に従って算出した利率または本項第(4)号に定める利率とし、当行がこれを決定する。</p> <p>代替参照レートが本号 または に従い決定される場合、かかる代替参照レートにスプレッド調整を反映させたものがすべての将来の利息計算期間に係る6ヶ月日本円タイポを代替し、また、かかる代替参照レートの代替スクリーン頁がリフィニティブ17097頁を代替する。</p> <p>独立アドバイザーまたは当行が、代替参照レートを本号 または に従って決定した場合、当行は、独立アドバイザー（もしあれば）と協議の上、代替参照レートに関する市場慣行に従うために、利率基準日、レートまたはその見積りを取得する回数、利息の日割計算方法もしくは営業日調整に関する規定及び代替参照レートが代替スクリーン頁に表示されない場合の取扱い（併せて以下「代替的取扱い」という。）を定めることができ、また、本社債の社債要項につき代替参照レート及びスプレッド調整の適切な運用に必要であると誠実に判断する範囲内で変更（以下「本変更」という。）を行うことができる。適用ある日本法の許容する範囲内で、代替参照レート、代替スクリーン頁もしくはスプレッド調整の決定、代替的取扱い、本変更またはその他の必要な変更及び措置（必要な場合、当行による契約書類の締結またはその他の措置の実行を含む。併せて以下「同意不要事項」という。）に関して、本社債の社債権者の同意は不要とする。</p> <p>当行は、代替参照レート、代替スクリーン頁、スプレッド調整その他本号 に基づく変更を決定した後実務上可能な限り速やかに、その旨を別記「（注）8．公告の方法」に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。</p> <p>本号における用語の定義は、以下のとおりとする。</p> <p>「独立アドバイザー」とは、当行が自らの費用負担により選任する定評のある独立した金融機関または債券資本市場における実績を有するその他の独立したアドバイザーをいう。</p> <p>「スプレッド調整」とは、6ヶ月日本円タイポを代替参照レートで代替する結果として本社債の社債権者に及ぶ経済的な不利益または利益を、その状況において合理的な範囲で削減または除去するために、かかる代替参照レートの調整に必要なスプレッド（正、負または零のいずれもあり得る。）またはスプレッドを計算する計算式もしくは計算方法として、以下に定めるものをいう。</p> <p>() 独立アドバイザーまたは当行が、6ヶ月日本円タイポを参照する債券資本市場取引におけるその時点の市場慣行として、6ヶ月日本円タイポが当該代替参照レートに代替された場合のスプレッド調整に使用されていると認識または確認し、決定するスプレッド、計算式または計算方法</p> <p>() 上記()の市場慣行が認識または確認されない場合は、独立アドバイザーまたは当行が、その裁量により、誠実にかつ商業上合理的な方法で適切であると決定するスプレッド、計算式または計算方法</p> <p>(6) 当行はその本店において、各利息計算期間の開始日から5銀行営業日以内に、上記により決定された本社債の利率等を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。ただし、当該利率等を自らのホームページ上に掲載することをもって、これに代えることができるものとする。</p> <p>3．利息の支払場所 別記「（注）13．元利金の支払」記載のとおり。</p>
<p>償還期限</p>	<p>2031年（未定）月（未定）日（注）14．</p>

<p>償還の方法</p>	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限（注）14.</p> <p>(1) 本社債の元金は、本項第(2)号または第(4)号に基づき期限前償還される場合を除き、2031年（未定）月（未定）日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 当行は、2026年（未定）月（未定）日以降に到来するいずれかの支払期日に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還がなされる日（以下「期限前償還期日」という。）までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。</p> <p>(3) 当行は、本項第(2)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、その旨及び期限前償還期日その他必要事項を、当該期限前償還期日に先立つ21日以上60日以下の期間内に別記「（注）8. 公告の方法」に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。かかる社債権者に対する公告またはその他の方法による通知は取り消すことができない。</p> <p>(4) 当行は、払込期日以降、税務事由（下記に定義する。）または資本事由（下記に定義する。）（以下「特別事由」と総称する。）が発生し、かつ当該特別事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で、期限前償還することができる。 「税務事由」とは、日本の税制またはその解釈の変更等により、本社債の利息の全部または一部の損金算入が認められないこととなり、当行が合理的な措置を講じてもかかる損金不算入を回避することができない旨の意見書を、当行が、日本において全国的に認知されており、かつ当該事由に関して経験を有する法律事務所または税務の専門家から受領した場合をいう。 「資本事由」とは、当行が、金融庁その他の監督当局と協議の結果、本社債が、日本の銀行監督規則に定める自己資本比率規制上の自己資本算入基準またはその解釈の変更等により、本社債の金額の全部または一部が、当該自己資本算入基準に基づき当行のTier2資本に係る基礎項目として扱われないおそれがあると判断した場合をいう。</p> <p>(5) 当行は、本項第(4)号に基づき本社債を期限前償還しようとする場合、その旨及び期限前償還期日その他必要事項を、当該期限前償還期日に先立つ30日以上45日以下の期間内に別記「（注）8. 公告の方法」に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。かかる社債権者に対する公告またはその他の方法による通知は取り消すことができない。また、本項第(4)号に定める意見書は、当行の本店に備えられ、その営業時間中に社債権者の閲覧に供され、社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用はその申込人の負担とする。</p> <p>(6) 本項第(5)号に別段の定めがある場合を除き、同号の手續に要する一切の費用はこれを当行の負担とする。</p> <p>(7) 本社債を償還すべき日（期限前償還の場合を含む。）が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。ただし、2026年（未定）月（未定）日までに期限前償還される場合において、当該日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(8) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、これを行うことができる。</p> <p>(9) 本社債の償還については、本項のほか別記「（注）6. 実質破綻時免除特約」に定める実質破綻時免除特約及び別記「（注）7. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「（注）13. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
--------------	--

募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年（未定）月（未定）日（注）14.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2021年（未定）月（未定）日（注）14.
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 （上記住所は2021年10月11日付で「東京都中央区日本橋兜町7番1号」に変更されます。）
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当行はR&IからA（シングルA）の信用格付を2021年（未定）月（未定）日（（注）14.）付で取得する予定である。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I: 電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当行はJCRからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を2021年（未定）月（未定）日（（注）14.）付で取得する予定である。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR: 電話番号03-3544-7013

2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3. 社債の管理

会社法第702条ただし書に基づき、本社債には社債管理者を設置しない。

4. 財務代理人

本社債には財務代理人を設置しない。ただし、当行が財務代理人を設置する場合には、その旨を30日前までに公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていない。なお、本社債の社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

6. 実質破綻時免除特約

- (1) 当行について実質破綻事由（下記に定義する。以下同じ。）が生じた場合、別記「償還の方法」欄第2項及び別記「利息支払の方法」欄第1項の規定にかかわらず実質破綻事由が生じた時点から債務免除日（下記に定義する。以下同じ。）までの期間中、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除く。以下本（注）6.において同じ。）の支払請求権の効力は停止し、本社債に基づく元利金の弁済期限は到来しないものとし、債務免除日において、当行は本社債に基づく元利金の支払義務を免除されるものとする。

「債務免除日」とは、実質破綻事由が生じた日後10銀行営業日を超えない範囲で当行が金融庁その他の監督当局と協議の上決定する日をいう。

「実質破綻事由」とは、内閣総理大臣が、当行について、第二号措置（預金保険法第102条第1項第2号において定義される意味を有するものとする。）もしくは第三号措置（同法第102条第1項第3号において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の認定（同法第102条第1項において定義される意味を有するものとする。）を行った場合、または特定第二号措置（同法第126条の2第1項第2号において定義される意味を有するものとする。）を講ずる必要がある旨の特定認定（同法第126条の2第1項において定義される意味を有するものとする。）を行った場合をいう。

- (2) 実質破綻事由が生じた場合、当行はその旨、債務免除日及び当行が本（注）6.に従い本社債に基づく元利金の支払義務を免除されることを、当該債務免除日の前日までに本（注）8.に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。ただし、社債権者に債務免除日の前日までに当該通知を行うことができないときは、債務免除日以降速やかにこれを行う。
- (3) 実質破綻時免除特約に反する支払の禁止
実質破綻事由が生じた後、本社債に基づく元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。
- (4) 相殺禁止

実質破綻事由が生じた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

7. 劣後特約

- (1) 本社債の償還及び利息の支払は、当行につき破産手続開始、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始の決定があり、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、以下の規定に従って行われる。

破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

（停止条件）

その破産手続の最後の配当のための配当表（更正された場合は、更正後のもの。）に記載された配当に加えるべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本号乃至と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権（ただし、本号を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号乃至と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。）を除くすべての債権が、各中間配当、最後配当、追加配当、その他法令によって認められるすべての配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含む。）を受けたこと。

会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。

(停止条件)

当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と実質的に同じ条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始の決定がなされた場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、民事再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消もしくは民事再生手続の廃止により民事再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときは、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、民事再生手続開始決定時に遡って従前の効力に復する。

(停止条件)

当行について再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された債権のうち、本社債に基づく債権及び本号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号 を除き本号と同一の条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本号 乃至 に記載の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上かかる条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(2) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当行に対し、本社債及び本(注)7.第(1)号 乃至 と実質的に同じまたはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本(注)7.第(1)号 を除き本(注)7.第(1)号と実質的に同じ条件を付された債権は、本(注)7.第(1)号 乃至 と実質的に同じ条件を付された債権とみなす。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(3) 劣後特約に反する支払の禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本(注)7.第(1)号 乃至 に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。

(4) 相殺禁止

当行について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、民事再生手続開始の決定がなされた場合(ただし、民事再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定の確定、再生手続開始決定の取消もしくは民事再生手続の廃止により民事再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。)、または日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われる場合には、本(注)7.第(1)号 乃至 にそれぞれ規定されている条件が成就しない限りは、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(5) 本(注)7.第(1)号の規定により、当行について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

8. 公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。
9. 本社債の社債要項の公示
当行は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
10. 本社債の社債要項の変更
(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、同意不要事項及び本（注）4.を除く。）の変更は、本（注）7.第(2)号の規定に反しない範囲で、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、当該決議にかかる裁判所の認可を受けなければ、その効力は生じない。
(2) 本（注）10.第(1)号の社債権者集会の決議は、本社債の種類（会社法第681条第1号に規定する「種類」をいう。以下同じ。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。
11. 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債の社債権者集会は、本種類の社債の社債権者により組織され、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都または前橋市においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当行が有する本種類の社債の金額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対して本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
12. 発行代理人及び支払代理人
株式会社群馬銀行
13. 元利金の支払
本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。
14. 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率等決定日に決定する予定である。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<株式会社群馬銀行第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）に関する情報>

引受人の氏名又は名称	住所
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(注) 上記のとおり、元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは野村證券株式会社を予定しておりますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率等決定日に決定する予定であります。なお、引受人のうち野村證券株式会社は、ぐんぎん証券株式会社（群馬県前橋市本町二丁目2番11号）に本社債の募集の取扱いを一部委託する予定であります。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額10,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

長期的投融資資金、一般運転資金、既存債務の返済等に充当する予定であります。

(訂正後)

<株式会社群馬銀行第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）に関する情報>

長期的投融資資金、一般運転資金、既存債務の返済等に充当する予定であります。

本社債の手取金については、グリーン/ソーシャル/サステナビリティボンド フレームワーク（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 サステナビリティボンドとしての適格性について」にて記載します。）に基づき、全額を適格クライテリア（下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 適格クライテリアについて」にて記載します。）を満たす新規及び既存の融資または支出に充当する予定であります。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社群馬銀行第6回期限前償還条項付無担保社債（実質破綻時免除特約及び劣後特約付）（サステナビリティボンド）に関する情報>

1 サステナビリティボンドとしての適格性について

当行は、本社債をサステナビリティボンドとして発行するために国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020」（注2）、「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2018」（注3）及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注4）に即したグリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドフレームワークを策定し、第三者評価として株式会社格付投資情報センター（R&I）よりセカンドパーティオピニオンを取得しています。

- (注) 1. 「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。
2. 「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020」とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインです。
3. 「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2018」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドラインです。

4. 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

2 調達資金の用途における適格プロジェクトについて

当行はグリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの発行によって調達した手取金を、以下の適格グリーン/ソーシャルプロジェクトに係る新規及び既存の融資または新規の支出に充当します。

既存の融資の場合、該当するグリーン/ソーシャル/サステナビリティボンドの発行日から遡って3年以内に合意された融資及び事業開始が決定された事業を対象とします。

適格グリーンプロジェクト

a. 再生可能エネルギー

対象発電設備の資産の賃貸、取得、建設、運転、施設拡張を含む、当該発電事業向け融資

- ・ 太陽光発電事業（群馬銀行グループのぐんぎんリース株式会社が行うリース事業に関連する支出を含む）
- ・ バイオマス発電事業
ただし、廃棄物由来のバイオマス資源である発電事業に限定する
- ・ 水力発電事業
ただし、発電容量が25MW未満の発電事業に限定する

b. エネルギー効率

LED照明や空調設備の更新、建築物の改修等、エネルギー効率の向上に資する設備導入・改修向けの融資及び支出。以下のカテゴリー-d.に該当する融資は、カテゴリー-b.から除外

c. クリーンな輸送

以下の事業または取組みを含む、電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）並びにそれを支えるインフラの購入・維持のための融資及び支出

- ・ 群馬銀行で実施する融資
- ・ 群馬銀行グループのぐんぎんリース株式会社における自動車リース事業
- ・ その他グループ会社において取組む社用車のエコカー導入の推進

d. グリーンビルディング

国内において認知されたグリーンビルディングの第三者認証を取得済みまたは取得予定、もしくは以下の基準相当を満たす建築物の建設、購入または修繕のための融資

- ・ CASBEE：SまたはA
- ・ DBJ Green Building認証：5つ星または4つ星
- ・ BELS：5つ星または4つ星

適格ソーシャルプロジェクト

a. 雇用の維持・創出

感染症（COVID-19等）流行による社会経済的影響の軽減、感染症拡大防止等に資する融資

- ・ 感染症の影響を受けたお客さまへの融資
- ・ その他、感染症拡大防止等の感染症流行に対応する融資

b. 災害からの復興・復旧支援

震災や台風・豪雨等の災害による社会経済的被害からの復興、復旧に資する融資

- ・ 震災時元本免除特約付き融資
- ・ その他、災害による社会経済的被害からの復興、復旧に対応する融資

c. 地域経済の再生・持続支援

事業承継支援等の地域経済の再生・持続に資する融資（群馬銀行グループのぐんま地域共創パートナーズ株式会社の事業承継・事業再生に係るファンドを通じた出資等を含む）

d. 医療、福祉サービス支援

地域医療サービスの充実に資する医療関連融資や、障がい者支援・高齢化社会対応に係る福祉関連融資

- ・ 病院等の医療施設の建設、設備投資のための融資（開業支援のための融資を含む）
- ・ 福祉施設（障がい者施設、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、グループホーム等）の建設、運営のための融資

除外プロジェクト

環境、社会的リスク低減の観点から、化石燃料、武器に関連する事業に携わる企業への融資は適格グリーン/ソーシャルプロジェクトから除外します。

3 本社債への投資にあたり留意すべき事項

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書及び発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスク及び留意事項を特に考慮する必要があります。ただし、本社債の取得時、保有時及び処分時における個別的な課税関係を含め、本社債に対する投資に係るすべてのリスク及び留意事項を網羅したものではありません。当行の事業等のリスクについては、参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書に記載された「事業等のリスク」をご参照ください。

なお、本「本社債への投資にあたり留意すべき事項」中で使用される用語は、以下で別途定義される用語を除き、それぞれ本訂正発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」をご参照ください。

(1) 本社債に付与される予定の信用格付に関するリスク

本社債に付与される信用格付は、債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における信用格付業者の意見であり事実の表明ではありません。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではありません。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではありません。信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがあります。信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含みます。）を利用していますが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではありません。本社債に付与される信用格付について、当行の経営状況または財務状況の悪化、当行に適用される規制の変更や信用格付業者による将来の格付基準の見直し等により格下げがなされた場合、償還前の本社債の価格及び市場での流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 価格変動リスク

償還前の本社債の価格は、市場金利の変動、当行の経営状況または財務状況及び本社債に付与される予定の格付の状況等により変動する可能性があります。

(3) 本社債の流動性に関するリスク

本社債の発行時においてその活発な流通市場は形成されておらず、またかかる市場が形成される保証はありません。したがって、本社債の社債権者は、本社債を売却できないか、または希望する条件では本社債を売却できず、金利水準や当行の経営状況または財務状況及び本社債に付与される予定の格付の状況等により、投資元本を割り込む可能性があります。

(4) 元利金免除に関するリスク

当行について実質破綻事由が生じた場合、当行は、本社債に基づく元利金（ただし、実質破綻事由が生じた日までに弁済期限が到来したものを除きます。本(4)において以下同じです。）の全部の支払義務を免除されます。この場合、支払義務を免除された元利金がその後回復することはありません。

実質破綻事由の発生の有無は内閣総理大臣の判断に委ねられており、当行の意図にかかわらず発生する可能性があります。現行法制の下では、当行について、預金保険法第102条第1項第2号に定める第二号措置もしくは同法第102条第1項第3号に定める第三号措置の適用要件を満たす場合には、当行に対して第二号措置もしくは第三号措置に係る認定及び管理を命ずる処分が行われる可能性があります。また、預金保険法第126条の2第1項第2号に定める特定第二号措置の適用要件を満たす場合には、当行に対して特定第二号措置に係る特定認定及び特定管理を命ずる処分が行われる可能性があります。これらの場合には、第二号措置もしくは第三号措置に係る認定、または特定第二号措置に係る特別認定により、本社債のその時点における残額の全額について、債務免除が行われることとなり、また、当行のその他Tier1資本調達手段及び本社債以外のTier2資本調達手段の全額についても、債務免除または普通株式への転換等が行われることとなります。

(5) 本社債の劣後性に関するリスク

本社債には劣後特約が付されており、当行につき当該劣後特約に定める一定の法的倒産手続に係る事由（劣後事由）が発生し、かつ当該劣後事由が継続している場合には、当行の一般債務が全額弁済されるまで、本社債に基づく元利金の支払は行われません。したがって、当行につき当該劣後事由が発生し、かつ当該劣後事由が継続している場合、本社債の社債権者は、その投資元本の全部または一部の支払を受けられない可能性があります。

本社債には期限の利益喪失に関する特約は付されていません。また、本社債の社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(6) 償還に関するリスク

当行は、払込期日以降、税務事由または資本事由が発生し、かつこれらの事由が継続している場合、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還期日までの経過利息を付して、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができます。また、その他に、本社債に当行の任意による期限前償還条項が付される場合、当行は、当該条項に基づき本社債を期限前償還することができます。

かかる期限前償還がなされた場合、本社債の社債権者は予定した将来の金利収入を得られなくなり、また、その時点で再投資したときに、予定した金利回りを達成できない可能性があります。